

新居浜市監査委員告示第1号

監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第5項の規定に基づき、次のとおり監査結果を公表します。

令和8年3月5日

新居浜市監査委員	鴻上浩宣
新居浜市監査委員	福田幹大
新居浜市監査委員	小野辰夫

新居浜市職員措置請求に係る監査の結果について

第1 監査の請求

1 請求人
(略)

2 請求書の提出日
令和8年1月5日

3 請求の内容

新居浜市職員措置請求書

新居浜市長に関する措置要求の要旨（以下、原文）

件名

市政広報事業「DONDONにいハマ」に係る不当な公金支出に対する措置請求

1 請求の要旨

新居浜市が公金を支出して実施している市政広報事業DONDONにいハマ（新居浜市市政広報テレビ番組制作・放送業務）について、当該委託契約、業務仕様書、番組制作・放送内容、支出負担行為および支出予定行為を総合的に検証すると、地方自治法第2条第14項および第232条の趣旨に反し、不当な公金支出に該当する疑いがある。よって、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、当該事業に係る財務会計行為について監査を求め、支出の差止め、返還その他必要な是正措置を講ずることを請求する。

請求の理由

(1) 行政広報の中立性・公益性を逸脱し、市長個人の政治的広報と評価され得る点

本件「DONDONにいハマ」は、市政広報番組として公金を用いて制作・放送されているものであるが、その放送内容を客観的に確認すると、行政広報としての中立性・公益性を著しく逸脱している疑いがある。具体的には、市長が選挙時に配布した政治チラシ、選挙公報市長個人の公式ホームページに掲載されている政策説明、構想、キャッチコピー、表現、説明順序等と、「DONDONにいハマ」で放送されている内容とが、文言・構成・説明の流れにおいて極めて高度に一致している事実が確認されている。これは単なる政策テーマの共通性ととどまらず、独特な表現、見出し構成、説明の順番、強調点に至るまで一致しており、市の公式見解として整理された行政文書に基づく説明とは考え難い内容である。その結果、本件番組は、市政情報の客観的周知、住民全体の福祉増進のための行政広報という本来の目的を超え、市長個人の政治的評価・認知度の向上に資する「政治的広報」として機能している疑いが極めて強い。テレビ放送という高い到達力を有する媒体を、公金を用いて継続的に利用することにより、市長個人が通常政治活動（チラシ、演説、個人HP等）では得られない著しく高い宣伝効果を楽しんでいる点は否定できない。

(2) 市議会で未議決・未確定の政策を、確定事項であるかのように放送している点

本件番組で取り上げられている政策や構想の中には、市議会において未だ議決されていない、又は検討段階にとどまるものが含まれている。地方自治体は、首長と議会が相互に牽制し合う二元代表制を制度の根幹としており、政策や事業は、議会の審議・議決を経て初めて市の正式な方針となる。にもかかわらず、議決前の政策を、あ

たかも実施が確定しているかのように、市長の評価や実績として行政広報番組で繰り返し発信することは、議会の審議権・議決権を軽視する行為であり、住民に誤認を与える不適切な行政運営と評価せざるを得ない。

(3) 業務仕様書第4(4)「番組内容」からの逸脱(契約不適合)

本件委託業務は、「新居浜市政広報テレビ番組制作・放送業務仕様書」を契約内容として実施されている。同仕様書第4(4)において、番組内容として明記されているのは、以下の事項に限定されている。

- ・市の魅力発信
- ・市の重要な政策
- ・市内で開催されるイベント情報
- ・市からのお知らせ

ここでいう「市の重要な政策」とは、地方自治法の趣旨および議会制民主主義の原則に照らし、議会で審議・議決を経たもの又は行政として正式に位置付けられたものを指すと解するのが相当であり、市長個人の公約、構想、評価、政治的主張を含むものではない。しかしながら、本件番組においては、市長個人の選挙公約、個人HPと一致する構想、市長個人の実績評価が番組の中心的内容として繰り返し放送されており、これは仕様書に定められた番組内容の範囲を実質的に逸脱している。よって、本件委託業務は、契約の本旨に従った履行がなされていない「契約不適合」に該当する疑いがある。

(4) 不当な公金支出および措置対象額について

本件「DONDONにいはま」は、1回あたり4分の放送であり、令和7年12月30日現在、全18回が放送されている。各放送回について放送内容を精査し、市長が出演している放送時間を実測した結果、その合計は1,602秒であることが確認された。全放送時間は4,320秒であり、これに対する市長出演時間の割合は約37.0%に相当する。本件委託料12,100,000円(税込)に当該割合を按分すると、約4,487,000円が、市長出演部分に対応する委託料相当額となる。さらに、市長が出演している当該放送部分について、その内容を検証したところ、市長が選挙時に配布した政治チラシ、選挙公報および市長個人のホームページに記載された内容と、文言・構成・説明順序等において高度に一致している事実が確認されている。このことから、市長出演時間1,602秒の全部又は相当部分は、市政情報の中立的な周知を超え、市長個人の政治的広報と評価され得る内容である疑いが強い。なお、上記金額は、市長出演時間に基づく最低限の算定である。特に、第1回、第2回、第6回および第11回の各放送回においては、番組全編(4分間)に市長が出演している。これらの放送回について内容を検証した結果、市長が全編出演し、公約を発信されていることが確認されている。このことから、当該放送回における市長出演部分には、市政情報の中立的な周知を超え、市長個人の公約等を発信する性質を有する内容が含まれている疑いがある。これらの事実を総合すると、番組の主要な構成要素自体が、業務仕様書第4

(4)に定める番組内容の範囲を逸脱していると評価される場合には、当該委託業務は業務全体として契約不適合に該当し、委託料全額12,100,000円が不当な公金支出と評価される余地がある。本件委託料12,100,000円は、令和8年4月10日に支出予定とされており、現時点では未執行であることから、地方自治法第242条第1項に基づき、支出の差止めを求める対象となる。また、仮に既に一部又は全部が執行されていることが確認された場合には、当該金額の返還を求める措置を講ずるべきであ

る。また、本件委託業務に係る見積書を確認すると、番組制作・放送業務に加え、番組宣伝用テレビCMの制作・放送、SNS運用、アプリ配信、インストリーム広告、視聴者アンケート及びプレゼント企画等が含まれている。これらの業務は、行政広報として実施される場合には、行政情報を中立かつ客観的に周知する目的に限定して慎重に運用されるべき性質のものである。しかしながら、本件番組の放送内容は、市長が選挙時に使用した政治チラシ、選挙公報、市長個人の公式ホームページの内容と、表現、構成、説明順序等において高度に一致しており、当該宣伝・配信業務が、結果として市長個人の政治的評価及び認知度の向上に資する形で機能している疑いが極めて強い。このような内容及び業務構造を前提とした委託業務に対し、公金を支出することは、行政広報としての必要性・相当性を欠き、委託料の算定及び支出そのものが不当であるとの評価を免れない。よって、本件見積内容は、単なる金額の問題にとどまらず、本件委託業務が制度上・構造上、政治的広報に転用されやすい形で設計されていたことを強く裏付けるものである。

(5) 情報公開請求により判明した、市長出演及び番組運用に関する内部基準・決裁の不存在と自己矛盾

本件事業について、請求人が行った情報公開請求に対する新居浜市の開示決定通知及び理由説明（以下「本資料」という）から、行政運営上、看過できない重大な矛盾および内部統制上の瑕疵が明らかとなった。請求人は、本件事業に関し、情報公開請求において、市長出演に関する庁内決裁文書、内部基準、出演の必要性を示す文書を特定して開示を求めた。

これに対し、市は、番組内容は庁内部局から企画を募集し、それを基に制作しているため、請求された文書は作成していない（文書不存在）と回答している。すなわち、市は、市長出演という行為について、出演の目的、市長でなければならない合理的理由、出演の必要性、判断主体および判断過程を示すいかなる文書も作成していないことを明らかにした。市長出演は、番組の中立性、選挙との関係、公金支出の相当性に直結する行為であり、本来であれば、なぜ市長が出演する必要があるのか、市長でなければならない合理的理由、他の職員や第三者では代替できない理由を客観的に説明できる文書が不可欠である。しかし本資料において、市は出演の必要性を示す文書は作成していないと明確に説明している。これはすなわち、「なぜ市長が出演しているのかを、行政として説明できない」ことを自ら認めたに等しい。このような状態で行われた市長出演の決定は、裁量権行使の前提となる事実及び判断過程を欠くものであり、地方自治法上、裁量権の逸脱・濫用が強く疑われる。また、本資料では非公開理由として、契約書別紙仕様書第4(12)に定めるとおり、制作された番組の著作権は受託者に帰属するため、当該文書は作成していない（文書不存在）と説明されている。一方で、公開対象文書には、番組で使用された映像等の二次利用（市長SNS等）に関する庁内ガイドライン・決裁資料が明示的に含まれている。著作権が受託者に帰属するのであれば、市が当該映像等を市長個人のSNS、市の公式媒体以外の媒体で利用する場合には、少なくとも使用許諾、利用条件、責任の所在を整理した決裁又は合意文書が必要となるにもかかわらず、市は「決裁資料は存在しない」と説明している。これは、

1. 実際には無断で二次利用が行われている可能性
2. 市長個人利用として事実上黙認している可能性

のいずれかを強く示唆するものであり、市長個人による公的資源の私的利用、公私混

同、地位利用の疑いが極めて強い。以上のとおり、本資料からは、市長出演の基準・必要性が文書化されていない、判断過程が行政として説明不能である、二次利用に関する統制・決裁が存在しないという事実が明らかであり、本件事業は制度的・構造的に、政治的広報へ転用されることを防止する統制を欠いたまま運用されていたと評価せざるを得ない。これは単なる運用上の不備にとどまらず、地方自治法第2条第14項および第232条が要求する公金支出の適正性・必要性・相当性の前提を欠く重大な問題である。

(6) 公職選挙法の趣旨に反する行政広報である点

本件「DONDON にいはま」における番組制作・放送の態様は、地方自治法上の公金支出の不当性にとどまらず、公職選挙法が予定する選挙の公正および機会の平等の趣旨に照らしても、重大な問題を内包している。公職選挙法第129条は、選挙運動期間外における事前運動を禁止しており、判例・通説上、「特定の選挙において特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為」を選挙運動と解している。本件番組において、市長が選挙時に使用した政治チラシ、選挙公報、市長個人の公式ホームページと文言・構成・説明順序等が高度に一致する内容が、テレビ放送、SNS配信、アプリ配信、インストリーム広告等を通じて反復・継続的に発信されていることは、形式的には「市政広報」とされているものの、実質的には市長個人の政治的評価・認知度を高め、将来の選挙における支持獲得に有利に作用する行為と評価され得る。特に、現職市長という地位にある者のみが利用可能な行政広報媒体であること、公金により制作・放送・拡散が行われていること、他の立候補予定者や政治勢力には同様の機会が一切与えられていないことを総合考慮すると、本件は公職選挙法が重視する候補者間の機会の平等を著しく損なう構造を有しているといえる。また、公職選挙法第136条の2は、公務員等がその地位を利用して選挙運動を行うことを禁止しているところ、本件において、市長の出演を前提とした番組構成が恒常化し、その内容が市長個人の政治的主張や公約と高度に一致している状況は、市長の地位および行政組織を背景とした政治的広報活動と評価される余地がある。本件が直ちに公職選挙法違反として刑事責任を問われるか否かは別としても、少なくとも、公職選挙法の趣旨（選挙の自由・公正・公平）、行政の中立性・非党派性、公金支出における厳格な公益性に照らし、著しく不適切かつ不当な行政運営であることは明らかである。このように、本件委託業務は、地方自治法第2条第14項および第232条に違反する不当な公金支出であるのみならず、公職選挙法の趣旨にも反する形で、特定の公職者を著しく有利にする結果をもたらしており、監査委員においては、制度横断的な観点から厳格な検証と是正措置を行う必要がある。

(7) 地方自治法第2条第14項および第232条に反する点

地方自治法第2条第14項は、地方公共団体の事務処理にあたり、最少の経費で最大の効果を挙げること、公金支出の適正を常に期することを求めている。また、第232条は、公金の支出が市の事務として必要な場合に限定されることを前提としている。市長個人の政治活動と高度に一致する内容を、行政広報として公金で制作・放送することは、市の事務の範囲を逸脱し、公益性を欠き、裁量権を著しく逸脱・濫用した不当な公金支出と評価される疑いが極めて強い。

監査委員に求める措置

以上の理由から、監査委員に対し、以下の措置を求める。

1. 番組内容と業務仕様書第4（4）との適合性の精査
2. 不当と認められる支出額（全部又は一部）の確定
3. 本件委託料 12,100,000円についての支出差止め
4. 既に執行された支出がある場合の返還その他の是正措置
5. 今後同様の事態を生じさせないための再発防止策の実施

よって、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、速やかに監査を実施し、適切な是正措置を講じることを求める。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

添付資料一覧

- ・新居浜市政広報テレビ番組制作・放送業務仕様書の写し
- ・業務委託契約書の写し
- ・支出負担行為書の写し
- ・放送内容の記録等
- ・古川たくや市長の政治チラシ及び選挙公報の写し
- ・南海放送株式会社御見積書の写し
- ・公開文書部分公開決定通知書（新企シ第143号）の写し

4 請求の受理

本件住民監査請求（以下「本件請求」という。）は、地方自治法第242条第1項の要件を具備しているものと認め、令和8年1月7日付けでこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

新居浜市政広報番組「DonDonにいほま」に係る広報テレビ番組制作・放送業務委託料を新居浜市が支出することが、地方自治法第242条第1項に規定する不当な公金の支出に該当するか否かを監査対象事項とした。

2 請求人による陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和8年2月10日に、請求人の証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は陳述を行った。新たな証拠の提出や新たな措置の追加はなく、請求人は陳述により本件請求の内容説明及び監査委員の質疑に対する回答を行った。

3 監査対象機関に対する監査の実施

本件請求に係る監査対象機関を企画部シティプロモーション推進課、福祉部こども未来課及び選挙管理委員会事務局とし、対象機関から提出された関係書類を精査するとともに、関係職員から事情聴取を行うことにより監査を実施した。

第3 監査の結果

本件請求については、監査委員は、合議により次のとおり決定した。

なお、監査に当たっては、請求人が主張する「請求の理由」(1)から(7)の項目について審査を行い、各項目の検証結果に基づき、市政広報番組「DonDonにいほま」に係る広報テレビ番組制作・放送業務委託料の支出が、不当な公金の支出に該当するか否かの判断を行った。

(1) 行政広報の中立性・公益性を逸脱し、市長個人の政治的広報と評価され得る点 に関する審査

市長選挙における選挙公約と市政広報番組「DonDonにいほま」で放送された「新居浜市令和7年度の重要施策」との関連性について検証を行うに当たり、市長選挙公約と市長就任後の市政運営の考え方について、時系列で整理を行い検証する。

ア 事実関係の確認

古川市長は、令和6年11月10日執行の新居浜市長選挙（有権者数94,528、投票者数42,989、投票率45.48%）において、24,275票を得票し当選した。その選挙公報には、「再生と挑戦その先へ！もっと「新しいにいほま」と標し、「四国で一番の子育て支援」、「誰も取り残さないやさしいコミュニティづくり」、「新たな地域経済の活性化戦略」、「新たな時代に対応したにいほま」、「災害と危機管理に強い街づくりを」、「夢や希望の持てる「新しいにいほま」の未来に向かって！」の6つの公約を記載している。

次に、市長就任直後の令和6年12月3日開会の令和6年第5回新居浜市議会定例会冒頭の市長議会招集挨拶において、古川市長は、「市長就任に当たりまして、所信の一端を市民の皆様、そして議員の皆様へ申し上げます。」「新しい新居浜に向けた基本姿勢につきまして、3つのテーマを掲げ、今後のまちづくりに取り組みたいと考えております。」として、「常に挑戦するまち」、「目指せ愛媛ナンバーワンのまちづくり」、「笑顔あふれる人に優しいまちづくり」の3つのテーマを述べている。また、「今後私が進めていきたいと考えている主な政策テーマ、そして市政運営に対する考えに関してもお伝えさせていただきます。」として、「公約の柱であります子育て支援の充実や地域経済の活性化、そして防災能力の強化については、積極的に取り組んでまいります。」「子育て支援の充実では、出産から子育ての悩みをワンストップで解決する拠点の整備について検討を進めるほか、教育環境の整備やスポーツ・文化活動の充実を図り、四国で一番の子育て支援の実現を目指します。」「地域経済の活性化につきましては、自らが先頭に立つトップセールスと併せ、市内企業と共に積極的な国内外への営業活動を行い、人、物、金、情報の呼び込みを図ります。また、デジタル技術の活用や産業人材の確保等に取り組み、新たな連携創出や新規起業による地域産業の活性化を進めていきます。」「防災能力の強化につきましては、防災・減災に向けた事前の対策、発災後の対応、そして復旧・復興支援という各フェーズに対応した計画や体制の整備を図り、近年多発化・激甚化する自然災害や発生が危惧される南海トラフ巨大地震に対する備えを進め、民間の皆様の手も借りながら、さらなる防災能力の高いまちづくりを目指します。」と述べ、公約に掲げた「四国で一番の子育て支援」、「新たな地域経済の活性化戦略」、「災害と危機管理に強い街づくり」を目指すことや、「以上が私の市長就任に当たってのまちづくりに対する3つの基本姿勢と主な政策テーマ等に

関する考えです。これらを基本に、市政運営を推進してまいります。」と発言しており、市長選挙公約を今後の市政運営の柱としていく自らの考えを表明している。

次に、令和7年2月3日には、新居浜市公式ホームページ市長室「マニフェスト」に選挙公約の6項目を掲載し、選挙公約を市政運営の大きな柱とすることを表明している。ただし、「マニフェスト」では、各項目の説明は選挙公約時の具体的取組の列挙から、目指すまちづくりの指針としての表現に変容させており、公約項目を市政運営の柱に位置付けていく考えであること、選挙公約の具体的取組には市の施策としていくプロセスが必要となることを考慮したものと推測する。

次に、令和7年2月25日の令和7年度当初予算議案等を上程した令和7年第1回新居浜市議会定例会における施政方針においても、古川市長は、「令和7年度予算関係議案の審議に先立ち、新年度の市政運営に対する基本姿勢について申し上げ、市議会議員の皆様をはじめ、広く市民の皆様のご理解と御協力を賜りたいと存じます。」「皆様方の温かい御支援と御理解を賜りスタートしました私の市政運営も新たな一年を迎え、改めて公約実現に向けた決意とともに、本市の未来につながる一年にすべく、思いを強くしているところであります。」として、「令和7年度の基本姿勢について申し上げます。私は昨年12月の所信表明で、今後のまちづくりのテーマとして、常に挑戦するまち、目指せ愛媛ナンバーワンのまちづくり、そして、笑顔あふれる、人にやさしいまちづくりの3つを挙げさせていただきました。」「各テーマに対する思いは、12月に述べさせていただいたとおりです。」「新しい時代に適応できる市政運営を目指してまいります。そうした思いも込め、新年度を未来につながる土台づくりの一年と位置づけ、これまでの新居浜市の歩み、これから歩むべき道のりを再確認し、それらをアップデートし、未来へと踏み出す節目の一年としてまいります。」と発言しており、新しい新居浜に向けた公約実現の決意と公約を市政運営の柱としていく基本姿勢について、改めて表明している。

引き続いての主要施策の概要説明において、古川市長は「快適で魅力・活力あふれる都市空間の創出につきましては、立地適正化計画を踏まえ、医療や福祉、子育て支援等の都市機能誘導施設の建設を推進し、コンパクトで、魅力と活力のあるまちづくりを進めてまいります。」として、「こども・子育て複合施設」の整備計画を進めることを、また、「新たに本市の取組や魅力を広くPRするため、広報効果の高いテレビ放送を活用した広報番組の制作、放送を開始いたします。」として市政広報テレビ番組の制作、放送に取り組むことを表明している。

次に、令和7年7月1日から9月1日にかけて、新居浜市連合自治会と市の共催で市内16小学校区及び大島・若宮地区で開催した「まちづくりタウンミーティング」について整理する。まず、「まちづくりタウンミーティング」の目的は、地域と一体となった協働のまちづくりを推進するため、市政全般はもとより生活に身近な課題や地域のありべき姿などについて市民と市長が意見交換を行い、市民の声を市政運営に反映し、地域と行政の対話による「豊かで活力ある地域社会の実現」を目指すとしている。

タウンミーティング冒頭には、古川市長が市政の重点事業について説明を行い、説明資料のトップでは、「四国で一番の子育て支援」、「新たな地域経済の活性化戦略」、「災害と危機管理に強い街づくり」、「やさしいコミュニティづくり」、「新たな時代に対応したにはま」、「夢や希望の持てる「新しいにはま」の未来に向かって！」の6つの公約と「みんなの声を政策に！」と記載しており、6つの選挙公約を市政運営の柱としていく基本姿勢について、全18地区での開催を通じて、広く市民に説明し周

知を図っている。また、「四国で一番の子育て支援」の説明では、まだ設計前の段階であることを申し上げた上で、「(仮称) こども・子育て複合施設の完成イメージ」を示して予定する機能のイメージについて説明を行っている。

このように、古川市長は、市長就任以降、プロセスを踏みながら6つの市長選挙公約を市政運営の柱として位置付ける基本姿勢について、広く説明、周知していることが確認できた。

イ 監査委員の判断

監査委員の見解として、市長は公約を掲げて選挙を行い、最多得票を得て当選したことにより得票相応の市民の信任を得られたものと考え。そして、市長は任期中、市民の信任に応えるため、自らの選挙公約の実現に向けて取り組むことは不自然ではない。

もっとも、市長選挙公約を本市の市政運営の方針として明確に位置付けていくための手続は、市政運営の透明性を確保するためにも丁寧に踏んでおく必要がある。そのプロセスに不透明さがあるならば、今回の監査請求のような疑念を生じる要因となることも否定できない。

このように手続上も透明性を確保しているかという視点で、上記のとおり、市長選挙公約と市長就任後の市政運営のプロセスを時系列で整理、検証したが、「令和6年12月所信表明」、「令和7年2月マニフェスト及び施政方針」、「令和7年6月～9月まちづくりタウンミーティング」の各段階において、市長選挙公約を市政運営の大きな柱としていく基本的姿勢の考えを、市民や議員に対しても説明、周知するプロセスを丁寧に踏んでおり、その手続において特段の瑕疵はないものと考え。

以上の整理、検証を踏まえると、「四国で一番の子育て支援」、「誰も取り残さないやさしいコミュニティづくり」、「新たな地域経済の活性化戦略」、「新たな時代に対応したにはま」、「災害と危機管理に強い街づくりを」、「夢や希望の持てる「新しいにはま」の未来に向かって！」の6つの項目は、当初、市長候補者の政治活動における市長選挙公約として位置付けられていたが、市長就任後に公約を遵守するという古川市長自らの政治的責任や政治倫理の考え方に基づいて、6つの選挙公約を就任後の市政運営の大きな柱として重要施策に位置付けたと推察するものである。このような市政運営に対する考え方は否定されるものではない。

また、上記の説明プロセスを経る中で、市長選挙公約の6つの項目も市政が優先して取り組む施策に応じて、その順位付けも「①四国で一番の子育て支援」、「②新たな地域経済の活性化戦略」、「③災害と危機管理に強い街づくりを」、「④誰も取り残さないやさしいコミュニティづくり」、「⑤新たな時代に対応したにはま」、「⑥夢や希望の持てる「新しいにはま」の未来に向かって！」に変化させながら、新居浜市政運営の重要施策が形成されたものと考え。

このような経過を経て、新居浜市政広報番組「DonDonにはま」第1回で放送された「新居浜市 令和7年度の重要施策」は、市長のいわゆる「政治的広報」ではなく、市政運営の大きな6つの重要施策を発信する「行政広報」として放送されたものと判断する。

よって、市政広報番組「DonDonにはま」は、行政広報の中立性・公益性を逸脱しておらず、市長個人の政治的広報と評価されるものではないため、不当な公金の支出に該当するとはいえない。

(2) 市議会で未議決・未確定の政策を、確定事項であるかのように放送している点 に関する

る審査

市議会で未議決・未確定の政策であるかの審査に当たり、まず、予算議案の議決手続等、予算成立までの手続と予算議決後の事業実施（契約締結）手続について、時系列での整理と検証を行う。

ア 事実関係の確認

予算議案は、市議会本会議（上程、一般質問・予算質疑）、市議会委員会（付託、審査、採決）、市議会本会議（採決）の経過で議決される。また、議案が可決された後に市長において予算執行、事業実施が図られることになる。

時系列整理と検証は、請求人が不当な公金支出とする「市政広報テレビ番組制作・放送業務」及び未議決の施策とする「こども・子育て複合施設」に関連する議案の議決手続と契約締結手続について行う。

①広報推進費（広報テレビ番組制作・放送業務委託料）

議案第14号 令和7年度新居浜市一般会計予算議案

広報推進費を含む令和7年度新居浜市一般会計予算議案は、次の経過を経て原案のとおり可決されている。

市議会会派説明（令和7年2月10日、12日、13日）、市議会本会議（2月25日 上程、3月4日、5日、6日 一般質問・予算質疑）、市議会予算特別委員会（3月12日、13日、14日 審査、採決）、市議会本会議（3月21日 予算特別委員長報告、討論、採決）

以上の経過から、市政広報テレビ番組制作・放送業務委託料を含む令和7年度一般会計予算は市議会における審査、地方自治法第96条第1項第2号に規定する予算を定める議決を経て適正に成立しており、これにより市長に予算を執行する権限が付与されたと認められる。

次に、市政広報テレビ番組制作・放送業務委託料の予算執行及び契約締結の適正性等について審査する。新居浜市政広報テレビ番組制作・放送業務委託の契約締結までのプロセスは、次のとおりである。

令和7年3月21日に市議会において、市政広報テレビ番組制作・放送業務委託料を含む一般会計予算議案が可決された後に、同年4月21日付けで新居浜市政広報テレビ番組制作・放送業務に係る指名型プロポーザル実施要領を制定し、同年4月25日付けで株式会社あいテレビ外3者の県内民間放送事業者を指名し、同年6月9日に民間放送事業者4者による同業務事業者選定の指名型プロポーザル審査会が開催されている。審査会における採点の結果、最高得点の南海放送株式会社を受託候補者として特定し、同年6月13日付けで南海放送株式会社に対し受託候補者特定通知を行っている。

以上の経過を経て、令和7年6月18日付けで新居浜市と南海放送株式会社は、委託料1,210万円、委託期間 令和7年6月18日から令和8年3月31日とする「新居浜市政広報テレビ番組制作・放送業務」委託契約書を適正に締結している。なお、本契約は地方自治法第96条第1項第5号の議会の議決に付すべき契約（予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負）に該当しないため、契約締結の議決を経ることは要しない。

以上の整理、検証の結果、「広報推進費」を含む予算議案の議決手続と「新居浜市政広報テレビ番組制作・放送業務委託」の契約締結手続に瑕疵はない。

②こども・子育て複合施設整備事業

議案第44号 令和7年度一般会計補正予算（第1号）議案

こども・子育て複合施設整備事業を含む令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第1号、議決後の議長補正により第2号）議案は、次の経過を経て原案のとおり可決されている。

市議会会派説明（令和7年5月26日、27日、28日）、市議会本会議（6月10日 上程、6月17日、18日、19日 一般質問・予算質疑）、市議会市民福祉委員会（6月20日 審査、採決）、市議会本会議（6月26日 市民福祉委員長報告、討論、採決）

なお、補正予算議案の市議会上程に先立ち、令和7年5月26日から同月28日に実施した市議会会派説明では、「令和7年度6月補正予算（案）の概要」、「こども・子育て複合施設の整備について」の資料を市議会議員に提供、事前説明を行っている。令和7年度6月補正予算（案）の概要には、「こども・子育て複合施設整備事業は補助内示のあった国の都市構造再編集中支援事業費補助金を活用し、市役所南側に建設を予定している「こども・子育て複合施設」の設計を行うとともに、新居浜市土地開発公社において先行取得していた建設用地の買戻しを行います。」との事業概要の記載に合わせて、「（仮称）こども・子育て複合施設の完成イメージ」を図示し当該施設に導入する機能等を示すとともに、今回補正額2億368万円の内訳（設計委託料7,945万6千円、複合施設敷地土地購入費1億2,422万4千円）とその財源内訳を記載している。

また、「こども・子育て複合施設の整備について」の資料には、施設のコンセプト、施設に導入する機能、こども・子育て複合施設の完成イメージ、こども・子育て複合施設の位置、事業費・スケジュールで構成されており、「こども・子育て複合施設の完成イメージ」には導入機能と各機能の詳細な説明が記載されている。また、こども・子育て複合施設の概算総事業費20億9千万円とその財源内訳の外、建設スケジュールとして令和7年度 実施設計、令和8年度～10年度 本体工事、令和10年度秋頃 供用開始の予定を示し、議会上程前に市議会各会派に対して説明を行っている。

なお、会派説明で示した「こども・子育て複合施設の完成イメージ」は、新居浜市政広報番組「DonDonにいほま」で使用している「こども・子育て複合施設の完成イメージ」のベースとなる図である。

令和7年5月時点では同複合施設の建設が最終決定には至っていない段階ではあるものの、事業化を目指して設計委託料等の予算を議会上程するに当たり、その審査のために施設完成イメージや事業費、スケジュール予定等を記載した資料を議会に示すことには必然性があると認められる。

以上の経過を踏まえると、こども・子育て複合施設整備事業を含む議案第44号 令和7年度一般会計補正予算（第1号）は、市議会における審査、地方自治法第96条第1項第2号に規定する予算を定める議決を経て適正に成立しており、これにより当該補正予算に含まれるこども・子育て複合施設整備事業に係る設計委託料7,945万6千円、複合施設敷地土地購入費1億2,422万4千円の予算を執行する権限が市長に付与されたと認められる。

次に、本件請求を受理した令和8年1月までの間における「こども・子育て複合施設整備事業」の予算執行及び契約締結の適正性等について審査する。

まず、こども・子育て複合施設整備事業に係る設計委託料について整理する。こども・子育て複合施設整備事業に伴う設計業務委託に係る契約締結までのプロセスは、次

のとおりである。

令和7年6月26日に市議会において、こども・子育て複合施設設計業務委託料を含む補正予算議案が可決された後に、同年7月11日付けでこども・子育て複合施設建設に伴う設計業務委託に係る工事施行伺が決裁され、同年9月4日に同業務委託の指名競争入札が実施されている。入札では、設計委託料予算額7,945万6千円に対し予定価格7,635万1千円、指名業者6者による第1回入札において株式会社大建設工務が最低価格で落札している。

以上の経過を経て、令和7年9月4日付けで新居浜市と株式会社大建設工務は、委託料3,157万円、履行期間 令和7年9月4日から令和8年3月31日とする「築第17号こども・子育て複合施設整備事業に伴う設計業務委託」業務委託契約書を適正に締結している。なお、本契約は地方自治法第96条第1項第5号の議会の議決に付すべき契約（予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負）に該当しないため、契約締結の議決を経ることは要しない。

次に、複合施設敷地土地購入費について整理する。

こども・子育て複合施設建設事業用地は、新居浜市一宮町一丁目 甲681番1（地積680.0㎡）、甲681番3（地積194.54㎡）、甲682番1（地積651.48㎡）、甲682番5（地積521.97㎡）の4筆（地積計2,051.99㎡）である。4筆のうち、甲682番1及び甲682番5の2筆は令和6年4月1日に、残りの甲681番1及び甲681番3の2筆は令和6年12月25日に、いずれも新居浜市土地開発公社が土地先行取得事業により先行買収している。これら4筆を、こども・子育て複合施設建設事業用地として取得するため、令和7年12月17日付け「土地先行取得事業で取得した土地の再取得について（依頼）」の決裁を経て、令和8年1月6日付けで新居浜市と新居浜市土地開発公社は、売買代金1億2,410万2,504円とする土地売買契約書を適正に締結し、新居浜市への所有権移転を完了している。なお、本契約は地方自治法第96条第1項第8号の議会の議決に付すべき財産の取得（予定価格2,000万円以上の不動産の買入れ（土地については1件5,000㎡以上のもにに係るものに限る。））に該当しないため、財産取得の議決を経ることは要しない。

以上の整理、検証の結果、「こども・子育て複合施設整備事業」の予算議案の議決手続と「こども・子育て複合施設整備事業に伴う設計業務委託」及び「こども・子育て複合施設建設事業用地に係る土地売買契約」の契約締結の手続に瑕疵はない。

イ 監査委員の判断

以上の事実関係の確認及び検証を踏まえ、①広報推進費（広報テレビ番組制作・放送業務委託料）及び②こども・子育て複合施設整備事業（施設設計委託料、公有財産購入費）に係る予算議案並びに関連する契約の締結等については、地方自治法所定の市議会議決を経ており、新居浜市政広報テレビ番組制作・放送業務の実施、こども・子育て複合施設に係る設計業務の実施及び建設事業用地の取得は、いずれも地方自治法第148条に定める市長による事務の管理及び執行権並びに同法第149条に列挙する市長の担当事務に属するものであり、市長の裁量において執行することに特段の問題はないものと判断する。

次に、請求人が未議決・未確定の施策とする「こども・子育て複合施設」について、市政広報番組「DonDonにいほま」における発信内容等について整理、検証する。

ア 事実関係の確認

令和7年8月28日放送の「DonDonにいほま」第1回「～「新しいにいほま」を目指して～新居浜市、広報番組をはじめました。」では、同年5月に市議会会派説明で提供した複合施設の完成イメージ図から導入機能に関する詳細説明を除き簡略化した「こども・子育て複合施設の完成イメージ」を表示したカットがある。そのカットでは、画面下部に、「出産子育ての悩みをワンストップで解決する「こども・子育て複合施設」の設立を行うとともに」のテロップを表示した画面を背景に、市長は「出産子育ての悩みをワンストップで解決するこども・子育て複合施設の設立を行うとともに、家族の絆を深める新たな制度ラーケーションの充実に取り組む外、教育環境への支援、スポーツ文化活動の充実を目指します。」と発言している。また、第2回「～「新しいにいほま」を目指して～四国で一番目指す！新居浜子育て支援」のカットでも、同様に「こども・子育て複合施設の完成イメージ」を表示した画面下部のテロップを、「「こども・子育て複合施設」の整備を計画」に変更した画面を背景に、市長は「1箇所にとまとめたこども・子育て複合施設の整備を計画しています。妊娠、出産、乳幼児期から修学期に至るまでの子供の成長や発達の段階における様々な悩みや不安を切れ目なくサポートします。」と発言している。

イ 監査委員の判断

請求人が未議決・未確定の施策とする「こども・子育て複合施設」について、広報番組の第1回及び第2回の放送で使用した「こども・子育て複合施設の完成イメージ」は、各階に配置予定の機能名を表示した簡略イメージ図で同年5月に市議会に提供したイメージ図を更に簡略化したものであること、同年6月の定例市議会において施設設計委託料等の事業関連予算の可決により設計業務等実施に係る予算執行権は既に市長に帰属していること、番組では「子ども・子育て複合施設の設立」、「子ども・子育て複合施設の整備を計画」の表現で「建設」に特定した表現ではないこと、具体的整備場所も明示していないことなどを勘案すると、番組制作時点における市長の権限に基づく裁量の範囲内の表現ではないかと考える。

また、今後「こども・子育て複合施設」の整備を具体化する場合においても、関連する工事請負費等の予算議案や工事請負等の契約議案の議会審議を経て最終的に決定されていくことを前提とした番組内容であると考ええる。

以上の検証を踏まえ、「こども・子育て複合施設」に関する番組内容については、未議決・未確定な政策を確定事項のように放送する不適切な内容であるとは認められない。

よって、議決前の政策を、あたかも実施が確定しているかのように市長の評価実績として行政広報番組で繰り返し発言した事実はなく、不当な公金の支出に該当するとはいえない。

(3) 業務仕様書第4(4)「番組内容」からの逸脱(契約不適合)並びに(4)不当な公金支出および措置対象額について に関する審査

制作された広報番組が仕様書に定める番組内容(行政広報)に合致しているかどうか、市長個人の政治活動、選挙運動の内容となっていないかどうかについて、審査を行う。また、便宜上、後記「(6)公職選挙法の趣旨に反する行政広報である点 に関する審査」に関し、市長個人の政治活動、選挙運動に該当する内容となっていないかどうかについて、審査を行う。

なお、審査は、令和7年8月23日放送の第1回から地方自治法第242条第7項に基

づく請求人陳述を行った令和8年2月10日までの放送分である令和8年2月5日放送の第23回までの23本について実施する。

ア 事実関係の確認

「新居浜市政広報テレビ番組制作・放送業務」に係る仕様書 4 業務内容（4）番組内容には、市政広報テレビ番組の制作・放送する番組内容として、「市の魅力発信」、「市の重要な政策」、「市内で開催されるイベント情報」、「市からのお知らせ情報 など」の4項目が列挙されている。

イ 監査委員の判断

審査に当たり、番組内容をチェックする項目として、「1 内容の中立性」、「2 市長の露出」、「3 演出・編集」、「4 言い回し」、「5 時期的配慮」、「6 構成バランスと第三者性」の6項目を設定し、放送回ごとの番組内容について1から6の各項目の基準により項目判定を行った後に、放送回全体の最終判定を行った。

各チェック項目及び最終判定の主な基準は、次のとおりである。

- 1 内容の中立性（行政情報に限定）
内容は行政サービス・制度・事業等の説明に限定され、政治的主張や特定政策に賛同を求める表現、成果や効果の紹介に市長の自己評価的な表現がない。
- 2 市長の露出（個人PRの回避）
市長の出演は職務上必要な範囲で、「私の実績」「私の公約」等、個人の能力・功績を強調する表現がない。
- 3 演出・編集（過度な人物演出の排除）
市長個人を際立たせる演出を避け、施策・サービス・現場の説明が中心の作りになっている。
- 4 言い回し（選挙運動・事前運動の回避）
再任・続投を示唆する表現や支持・投票を促す表現が一切ない。将来の施策方針の言及は、市の計画・方針として説明している。
- 5 時期的配慮（選挙近接期の運用）
任期満了の6か月前以降は、個人露出や評価的表現を一層抑制している。選挙期近接時の特番・ロングインタビュー等は回避または内容を行政情報に限定している。
- 6 構成バランスと第三者性
職員・市民等の説明等を適切に配置し、市長個人が不必要に主役になっていない。進行は中立で、政策評価や個人称賛を避けている。

最終判定

番組内容は、行政広報としての中立性・公益性があり、市長個人の政治的広報ではない。

番組内容は、仕様書に定める「4業務内容（4）番組内容」に合致している。

「DonDon にいはま」番組内容チェック表

放送回	放送日	内 容	市長出演	行政広報としての適合性
第1回	令7.8.28	新居浜市、広報番組はじめました。	有	○

第2回	令7.9.4	四国で一番目指す！新居浜子育て支援	有	○
第3回	令7.9.11	ワクリエ新居浜で”わくわく”子育て	—	○
第4回	令7.9.18	遊び・交流・相談 新居浜子育て応援施設	—	○
第5回	令7.9.25	笑顔つなぐフットサルチーム ミラクルスマイル新居浜	有(一部)	○
第6回	令7.10.2	防災と危機管理に強い新居浜に！	有	○
第7回	令7.10.9	体験して自助・共助を学ぶ 新居浜市防災センター	有(一部)	○
第8回	令7.10.16	市民一体で防災力アップ！	有(一部)	○
第9回	令7.10.23	新居浜の安全を空から守る！あかがねドローン隊	—	○
第10回	令7.10.30	新居浜市から世界へ！アーティスト石村嘉成さん	—	○
第11回	令7.11.6	みんながいきいき輝ける新居浜へ！	有	○
第12回	令7.11.13	若いアスリートを全力応援！新居浜市のスポーツ支援	—	○
第13回	令7.11.20	みんなでお得に健康づくり！新居浜KENPOS	—	○
第14回	令7.11.27	新居浜出身学生をふるさとから応援！	—	○
第15回	令7.12.4	新居浜を元気に！新・地域経済活性化戦略	有	○
第16回	令7.12.11	新しい新居浜を開拓！にはま営業本部	有	○
第17回	令7.12.18	よいよええぞな！ものづくりのまち新居浜	有(一部)	○
第18回	令7.12.25	新居浜が誇る“おいしいものづくり”現場へ！	有	○
第19回	令8.1.8	新居浜太鼓祭りの魅力大発信	有(一部)	○

第20回	令8.1.15	みんなで作る”新しいいはま”	有	○
第21回	令8.1.22	I C Tで暮らしを便利に！スマートシティ新居浜	－	○
第22回	令8.1.29	育てて味わって盛り上げて！幻の芋・七福芋	有	○
第23回	令8.2.5	世界へ挑む力を育てるウェイトリフティングのまち新居浜 前編	－	○

審査対象とした第1回から第23回までの番組内容のチェック結果は、上記「DonDonにいはま」番組内容チェック表のとおりである。

審査の結果、いずれの放送回も仕様書に定める番組内容で「行政広報としての合理性」を有し、かつ、市長個人の政治活動や選挙運動の内容ではない「政治的中立性の確保」が図られていると判定した。

以上の検証を踏まえ、市政広報番組「DonDonにいはま」は、業務仕様書「4業務内容(4)番組内容」から逸脱した契約不適合の内容であるとは認められない。

よって、委託料1,210万円の支出が不当な公金の支出に該当するとはいえない。

(5) 情報公開請求により判明した市長出演及び番組運用に関する内部基準・決裁の不存在と自己矛盾 に関する審査

まず、市政広報番組「DonDonにいはま」の制作に当たり、市長出演に関する庁内決裁文書、内部基準、出演の必要性を示す文書が作成されていないことに関して、番組制作のプロセスを確認し、請求人が主張する恣意的な市長出演や政治的広報への転用の可能性について検証する。

ア 事実関係の確認

まず、請求人宛での令和7年12月24日付け公文書部分公開決定通知書において、未作成のため文書不存在としている「出演規定、市長出演に関する庁内決裁文書、内部基準、出演の必要性を示す文書、番組の二次利用に関する庁内ガイドライン・決裁資料」等の文書は作成されていないことを確認した。

次に、番組制作に係るプロセスに関して、市政広報テレビ番組の制作開始に当たり、令和7年7月1日付けでシティプロモーション推進課から庁内全課所に対して番組で紹介したい事業やイベント、お知らせ等の番組テーマの募集を行っている。募集依頼に添付の「番組放送までのスケジュール等」には、番組制作までの流れとして、①企画書作成(担当課)→②企画書提出(放送2か月前)→③事前協議→④台本案作成(南海放送株式会社)→⑤台本案校正・提出(南海放送株式会社と協議)→⑥台本完成→⑦収録→⑧番組案提出(南海放送株式会社から)・校正→⑨番組最終案提出(南海放送株式会社から)→⑩放送という一連の手順が示されている。

具体的な番組制作は、提出された企画書をもとに、業務仕様書「4業務内容(7)政策会議・連絡調整」に定める市と南海放送株式会社による定例制作会議をほぼ毎週の頻

度で開催し、放送回ごとの番組テーマと収録日、収録場所、出演者、収録内容等について、また、今後の番組テーマと内容、スケジュール等について、その都度協議し、制作する番組内容等の決定を行っている。なお、制作会議の基本的な出席者は、新居浜市からは広報担当課であるシティプロモーション推進課の課長、副課長の2名と番組テーマを所管する課の職員等が、南海放送株式会社からは営業編成本部エグゼクティブプロデューサーと同本部職員がそれぞれ参加している。

また、放送シナリオ（台本）は、業務仕様書「4業務内容（8）シナリオ作成」に基づき、制作会議での番組内容等の協議を踏まえ、南海放送株式会社が原案を作成し、市、出演者等との協議、確認を経て完成に至っている。

さらに、放送シナリオ完成後は市長等出演者との事前打合せを行い、収録している。あわせて、企画部内及び庁内関係者等の確認を得ることとしている。なお、編集済みの番組は、同じく庁内関係者の最終確認を受けた後に放送されている。以上の番組制作のプロセスを確認した。

イ 監査委員の判断

まず、市長出演に関する庁内決裁文書、内部基準等の文書を作成していないことが、即時に、恣意的な市長の番組出演、無断の二次利用や個人利用の黙認の可能性、また、制度的・構造的に政治的広報に転用されることを防止する統制を欠いた運用に直結するものであると断定することはできないと考える。

次に、市長が広報番組に出演することの是非について検討する。行政広報の考え方として、行政が住民に市政情報を提供することは望ましいことであり、提供情報の重要度等に応じて、行政の代表者として市長が説明に登場することもあり得る方法で、他市においても多くの事例がある。この場合、市長のテレビ出演に「行政広報としての合理性」があれば許容されるものであるが、行政広報には「政治的中立性の確保」が要求されることから、内容や表現等が行政目的や政治的中立性を逸脱する場合には、違法又は不当となる可能性があるものとする。

本件請求の審査に当たっても、このような考え方に基づき、市政広報番組「DonDonにいはま」に市長が出演することについて、上記の「（3）業務仕様書第4（4）「番組内容」からの逸脱（契約不適合）」に関する審査の中で、市長出演に「行政広報としての合理性」を有し、かつ、「政治的中立性の確保」が図られていることを判断基準として審査を行っている。その結果、いずれの放送回についても「行政広報としての合理性」と「政治的中立性の確保」が図られていると判定している。

さらに、広報番組制作のプロセスを確認したが、番組は「番組放送までのスケジュール等」に従い、庁内関係課と南海放送株式会社との綿密な協議と庁内関係者による番組内容の確認を経て制作されている。また、改めて第1回から第23回までの放送シナリオを確認したが、番組内容は業務仕様書「4業務内容（4）番組内容」に適合しており、恣意的な市長出演や行政広報目的以外の市長個人評価の演出、また、政治的広報への転用も認められなかった。

なお、市長がほぼ全編に出演している放送回は、検証を行った全23回中9回ある。第1回は広報番組スタートと施政運営の基本方針（6つの重要施策）の説明、それ以降は第2回が重要施策「四国で一番の子育て支援」、第6回が「災害と危機管理に強い街づくり」、第11回が「誰も取り残さないやさしいコミュニティづくり」、第15回、第16回、第18回及び第22回が「新たな地域経済の活性化戦略（にいはま営業本部と特産品ブランド化）」、第20回が「新たな時代に対応したにいはま」と、いずれも

市政運営の大きな柱として位置付けた重要施策に関連した番組内容であることから、市長出演には「行政広報としての合理性」があると認められる。

以上の検証を踏まえると、番組制作過程の中立性、市長出演の合理性に特段、問題となる点はなく、市長裁量権の濫用とはならないものと判断する。

次に、番組の二次利用や個人利用について検証する。

ア 事実関係の確認

業務仕様書「4業務内容（12）二次利用」では、「番組の著作権は事業者に帰属するものであるが、映像素材の提供により、市ホームページ（新居浜市公式YouTubeを含む）などでの動画配信、地元ケーブルテレビ局や市有施設・市主催の行事・会議での放映ができるものとする。」を定めている。

まず、市の二次利用としての事例は、業務仕様書に記載の市ホームページ「新居浜市政広報テレビ番組 DonDonにいハマ～「新しい いハマ」を目指して～」や新居浜市公式YouTubeでの番組動画の配信が主なものである。それ以外に、番組の一部を切り取って使用する場合等については、その都度、定例制作会議において市の二次利用の希望等を伝え、二次利用の手法、範囲等の詳細を協議し、著作権者の了承を得ていることを確認した。

次に、番組の個人利用に関して、二次利用に関する著作権者（南海放送株式会社）の見解は、「番組映像そのものの使用や番組映像のスクリーンショットの掲載は二次利用に該当する。それ以外は二次利用には該当しない。」ということを確認した。

また、市長個人のSNS「古川たくや」には、撮影現場のスナップ写真や撮影風景の動画が投稿されている事例が数回あるものの、いずれも番組映像そのものや番組映像のスクリーンショットの掲載ではないことを確認した。

イ 監査委員の判断

まず、市の二次利用については、著作権者の了承を得る適正な手続を踏んでおり、著作権者においても二次利用に関して異論がないことから問題はない。

次に、市長個人のSNSにおける「DonDonにいハマ」に関する投稿内容は、著作権者の見解に基づく二次利用には該当しないこと、また、著作権者においてもこの件に関し異論がないことが確認できており、市長個人利用への無断の二次利用とは認められない。なお、二次利用には該当しない個人SNSへの投稿の場合であっても、収録現場において撮影の都度、著作権者の南海放送株式会社及び出演者に確認を行い、その了承を得ていることを、収録現場に立ち会っている職員から確認することができた。

以上の検証を踏まえ、市長出演に関する庁内決裁文書、番組の二次利用に関する庁内ガイドライン等を作成していないことで、制度的・構造的に政治的広報に転用されることを防止する統制を欠いた運用であるとは認められないと判断する。

(6) 公職選挙法の趣旨に反する行政広報である点 に関する審査

市政広報番組「DonDonにいハマ」に市長が出演することが事前選挙運動に該当するか否かについて、新居浜市選挙管理委員会の見解を確認した。

ア 選挙管理委員会の見解

まず、「選挙運動」は、判例では「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接的に必要かつ有利な行為」をいう。

次に、「DonDonにいハマ」出演が「選挙運動」に該当するかの判断要素（要件）において、「特定の選挙」に関しては、客観的に認識し得る特定の選挙は見いだせないと判断する。「特定の候補者」に関しては、「特定の選挙」が現段階で想定できない以上、特定候補者性の要件充足も困難である。「当選を目的としてなされる行為」に関しては、「当選を得る上に有利な行為であっても、当選を目的としてなされたものでなければ、選挙運動に該当しない（『逐条解説公職選挙法（中）』ぎょうせい：1061頁）」とあり、番組出演の結果、認知度が向上することはあり得るが、放送内容は、あくまで新居浜をPRする市の広報活動といえ、当選目的と受け止めることは困難と考える。結論として、番組内容が明らかな選挙運動とみられない内容であるならば、「DonDonにいハマ」出演行為は、選挙運動に該当しないと考える。ゆえに事前運動ではないと考える。

イ 監査委員の判断

市政広報番組「DonDonにいハマ」の内容が、市長個人の選挙運動に該当するかどうかの審査は、上記、「（3）業務仕様書第4（4）「番組内容」からの逸脱（契約不適合）並びに（4）不当な公金支出および措置対象額について に関する審査」に含めて実施している。審査の結果、いずれの放送回も仕様書に定める番組内容で「行政広報としての合理性」を有し、市長個人の政治活動や選挙運動の内容ではない「政治的中立性の確保」が図られていると判定している。

よって、市政広報番組「DonDonにいハマ」は、不当な公金の支出に該当するとはいえない。

（7）地方自治法第2条第14項及び第232条に反する点 に関する審査

ア 事実関係の確認

地方自治法第2条第2項では、「普通地方公共団体は、地域における事務を（中略）処理する。」と規定し、普通地方公共団体が「地域における事務」を包括的に処理する権能があることを明らかにしている。同条第14項では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。」とし、地方自治は住民の責任とその負担によって運営されるものである以上、常に能率的かつ効率的に処理されなければならないという地方自治運営の基本原則を規定している。

また、地方自治法第232条第1項では、「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費（中略）を支弁するものとする。」し、普通公共団体が支弁義務を負う経費は、当該普通公共団体の事務を処理するために必要な経費に限られることを規定している。

次に、「DonDonにいハマ」に係る新居浜市政広報テレビ番組制作・放送業務仕様書「2 目的」では、「新居浜市の取り組みや活動を県民・市民に分かりやすく伝え、市政への関心や理解を高めるとともに、新居浜市が持つさまざまな魅力を広報効果の高いテレビ放送を活用して愛媛県全域に発信することを目的とする。」としている。また、同「4 業務内容（4）番組内容」には、制作・放送する番組内容として「市の魅力発信」、「市の重要な政策」、「市内で開催されるイベント情報」、「市からのお知らせ情報 など」の4項目を列挙している。

イ 監査委員の判断

仮に、「DonDonにいハマ」の内容が、市長個人の政治活動、選挙運動であり市政広

報番組ではないと認定された場合は、市の支弁義務は発生せず、同番組に係る広報テレビ番組制作・放送業務委託料の支出は、不当な公金支出に該当することになり得る。

市政広報番組「DonDonにいほま」の内容が、市長個人の政治活動、選挙運動に該当するかどうかの審査は、上記「(3) 業務仕様書第4(4)「番組内容」からの逸脱(契約不適合)並びに(4) 不当な公金支出および措置対象額について」に関する審査」に含めて実施している。

審査の結果、審査対象とした第1回から第23回までの放送済広報番組の内容は、市の重要な政策や市の魅力、イベント情報等で構成され、市長個人の政治活動、選挙運動であり市政広報番組ではないとの事実は認められない。いずれの放送回も仕様書に定める「目的」や「番組内容」に合致し、市長出演に「行政広報としての合理性」を有し、かつ、「政治的中立性の確保」が図られていると判定している。

以上の検証を踏まえ、市政広報番組「DonDonにいほま」に係る広報テレビ番組制作・放送業務は地方自治法第2条の「地域における事務」に該当し、同業務委託料は同法第232条に規定する「当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費」に該当する。

よって、市の事務の範囲を逸脱し、公益性を欠き、裁量権を著しく逸脱・濫用した不当な公金支出とはいえない。

第4 監査の結論

以上、請求人が主張する「請求の理由」(1)から(7)の各項目について審査を行った。その審査結果を踏まえると、本件「新居浜市広報テレビ番組制作・放送業務委託料」の支出は、不当な公金の支出であるとはいえない。

よって、本件請求には理由がないと認め、地方自治法第242条第5項の規定により請求を棄却する。

第5 監査委員の補足意見

本件請求について、請求人が主張する各項目における監査の結果及び結論は上記のとおりであるが、監査委員として次のとおり補足意見を述べる。

行政広報については、政治的広報との関係において、疑義が生じやすいものであることから、疑義が生じることのないよう、広報担当課を中心として法制担当部局等も加わり、チェックするような仕組みを作ることなどにより、中立性・公益性及び透明性が確保された体制の下で広報事務を行うことが望ましい。

本件請求の結果は棄却としたが、本件を契機として本市行政の透明性が更に向上することを期待する。